

(公印省略)

公入管第 9 3 6 号の 3
令和 7 年 3 月 3 1 日

大分県建設産業団体連合会長
(一社) 大分県建設業協会会長 } 殿

大分県土木建築部長

大分県公共工事請負契約約款の一部改正について（通知）

大分県公共工事請負契約約款（平成 2 3 年大分県告示第 3 1 6 号）について、別紙のとおり改正したので通知します。

つきましては、貴傘下会員等あて周知をお願いします。

なお、改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

(1) 第 4 条：契約の保証、第 3 4 条：前金払、第 3 5 条：中間前金払、第 3 6 条：保証契約の変更、第 4 1 条：債務負担行為に係る契約の前金払の特例
契約の保証及び前払金保証における保証証書の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による取扱いに対応するため、契約約款に項の追加等を行う。具体的には、工事約款第 4 条第 2 項、第 3 4 条第 2 項、第 3 5 条第 2 項及び第 3 6 条第 3 項に、「保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。」旨の規定を追加するもの。

(2) 第 1 0 条：現場代理人及び主任技術者等
建設業法の改正に合わせ、適用条項を明確にするもの。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

担当：公共工事入札管理室
入札管理班 097-506-4527